

第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 津波災害応急対策
- 第4節 被害情報等の収集伝達
- 第5節 災害広報・広聴活動
- 第6節 応援要請
- 第7節 災害救助法の適用
- 第8節 救助・救急・消防活動
- 第9節 医療救護活動
- 第10節 交通・輸送対策
- 第11節 避難対策
- 第12節 避難行動要支援者対策
- 第13節 生活救援活動
- 第14節 住宅対策
- 第15節 防疫・清掃活動
- 第16節 遺体の処理・埋葬
- 第17節 文教対策
- 第18節 公共施設等の応急対策
- 第19節 災害警備

本章は、震災時に市及び防災関係機関が実施する様々な対応について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 職員の動員配備	●			総務対策部 、各対策部
第2 警戒活動	●			総務対策部総務課
第3 災害警戒本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第4 災害対策本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第5 災害対策本部の運営	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【地震災害】

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ その他総務課長が必要と認めるとき	・待機	総務課 〔防災担当職員〕
警戒配備 (警戒本部)	○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ その他総務部長が必要と認めるとき	・待機 ・被害情報の収集	本部会議全員 及び防災担当職員
第1配備 (災対本部)	○ 市内で震度5弱の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	本部会議全員及び課長以上、第1次避難所担当職員、総務課全職員 ※消防本部、消防団
第2配備 (災対本部)	○ 市内で震度5強の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	約半数の職員 ※消防本部、消防団
第3配備 (災対本部)	○ 市内で震度6以上の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	職員全員 ※消防本部、消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

※ 市職員は、マスコミ報道、県防災メール・まもるくん等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

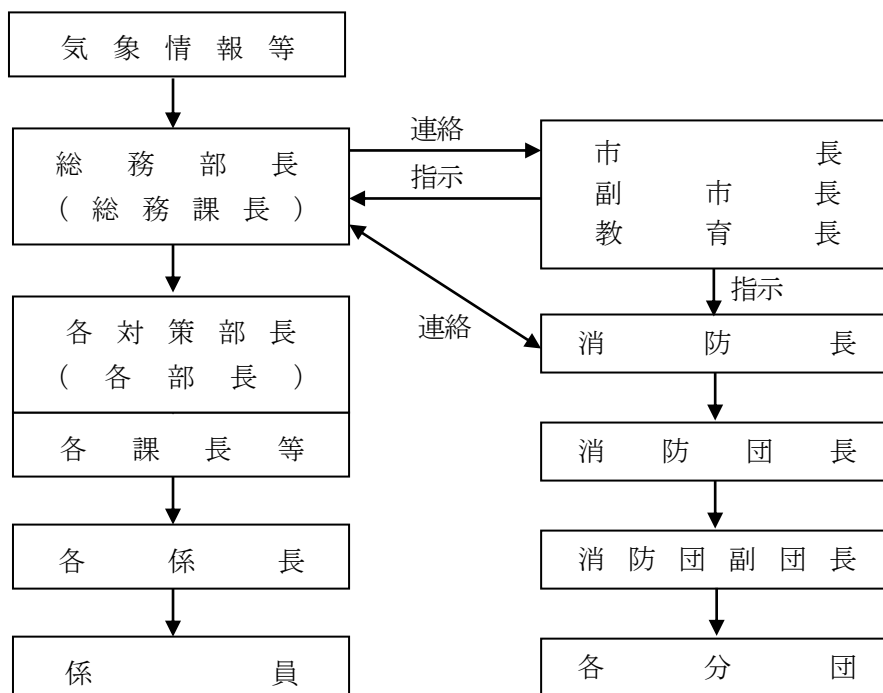
※ 出勤予定者は、各課等で予め決めておく。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じ防災担当職員が参集する。また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



※市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

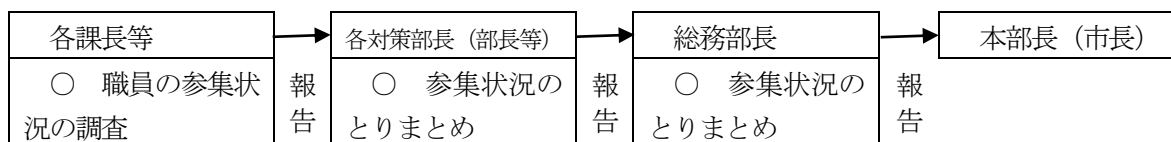
なお、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、事前指名された地区担当職員は、担当地区内の被害状況を把握し、地域防災拠点に参集し、報告する。

4 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部等）でとり集めた後、本部（総務課）に報告する。

- ※ 別途様式 1-1 参集記録票
- ※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票
- ※ 別途様式 1-3 職員動員要請書

■参集報告の系統



5 職員の動員要請

各対策部長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各対策部長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

※ 別途様式 1-4 職員動員要請書

第2 警戒活動

1 警戒活動

総務課長は、災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（総務課安全安心係）を注意配備として配備する。

■注意配備の設置基準

- 市域で震度3以上の地震が発生したとき
- その他、総務課長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

震災警戒体制として、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震情報、津波情報等の収集、警戒
- 被害状況に関する情報収集
- 市民への地震情報等の伝達

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、警戒配備体制として各対策部（各班）の担当職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 市域で震度4の地震が発生したとき
- その他、総務部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位 建設部長 第2順位 総務課長 第3順位 建設課長

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 地震及び津波情報等の収集伝達
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関へ伝達
- 市民への地震及び津波情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

※ 資料編 4-4 柳川市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- 市域沿岸に津波注意報・警報が発表されたとき
- その他、本部長（市長）が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

○ 災害対策本部は、柳川庁舎内庁議室に置く。
○ 柳川庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次のいずれかの施設に本部を移設する。

三橋庁舎	大和庁舎	消防本部
------	------	------

2 地域対策支部（大和庁舎、三橋庁舎）

支部は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

ただし、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、大和庁舎及び三橋庁舎に地域対策支部を設置する。支部には、事前指名された支部担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等を配備し、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、支部担当職員等は本来の所属部署に戻り、地域対策支部は廃止する。

■地域対策支部の活動内容

- 所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡
- 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- 所管区域内の災害広報
- 所管区域内の被災者相談
- その他応急対策に必要なこと

3 現地災害対策本部

本部長（市長）は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに市長に通知する。

■設置基準

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は庁舎長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地本部の本部長及び本部長は、災害対策本部長が副本部長、本部長、その他の職員のうちから指名する。

(2) 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に通知する。

■現地本部長の行為

- 避難準備・高齢者等避難開始の発表
- 避難勧告・指示（緊急）の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- 避難指示（緊急）（水防法第29条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

4 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、パソコンによる情報交換やインターネットによる情報発信、一斉連絡システムによる携帯電話への連絡等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、県防災メール・まもるくん、災害情報発信システム、報道機関等
報 道 機 関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

第3章第1節第5 災害対策本部の運営を参照。

大和庁舎及び三橋庁舎は、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、地域対策支部となる。

第2節 気象情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 通信体制の確保	●			<u>総務班</u> 、大和・三橋班、関係各班
第2 地震情報の収集伝達	●			<u>総務班</u> 、消防本部班
第3 異常現象発見時における措置	●			<u>総務班</u> 、消防本部班

第1 通信体制の確保

第3章第2節第1 通信体制の確保を参照。

- ※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表
- ※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

第2 地震・高潮情報の収集伝達

1 地震・高潮関連情報の発表

気象庁（福岡管区气象台）は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、台風による高潮が予想される場合には、高潮警報・注意報警報を発表する。

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、福岡県日本海沿岸、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しての津波警報・注意報及び高潮警報・注意報の発表は、気象庁が担当する。

総務班及び消防本部は、地震を覚知した場合、速やかに全国瞬時警報システム（Jアラート）、福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ・ラジオ等で地震・津波情報を確認する。

■地震・津波情報の種類

種類	内容	
地震情報	緊急地震速報（警報）	○ 震度5弱以上の地震発生が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に発表
	震度速報	○ 地震発生後約1分30秒で、震度3以上の地域名※（九州・山口県は36地域に分割）とその震度を発表
	震源に関する情報	○ 地震発生から2～5分程度で、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名、及び「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	○ 地震発生から5～10分程度で、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名、震度3以上の地域名と強い揺れを観測した市町村名を発表。「津波なし」の場合は、その旨を付加して発表
	各地の震度に関する情報	○ 最大震度1以上の観測点ごとの震度、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名を発表。「津波なし」の場合は、その旨を付加して発表
	地震回数に関する情報	○ 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表

津波情報	大津波警報・津波警報・津波注意報	○ 地震発生後約3分を目標に、津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県は16津波予報区）に対し、「大津波」「津波」の津波警報又は津波注意報を発表
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	○ 津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（5段階m単位又は「巨大」「高い」の言葉表現）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード））、震央地名を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	○ 各津波予報区にある津波観測点の満潮時刻と津波到達予想時刻、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード））、震央地名を発表
	津波観測に関する情報	○ 各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向及び振幅並びに最大の高さとその出現時刻を発表
高潮情報	高潮氾濫危険情報	○ 高潮により相当な損害が生じるおそれがある海岸として、水位周知海岸に指定された海岸（有明海沿岸等）において、基準測候所（佐賀県太良町大浦等）の潮位が避難や情報伝達に要する時間を考慮した高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、福岡県から発表
	高潮氾濫発生情報	○ 水位周知海岸に指定された海岸（有明海沿岸等）において、氾濫が発生したとき、福岡県から発表



※ 本市は震度発表地域区分「福岡県筑後」、津波予報区「有明・八代海」の地域に属する。なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつかに分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報で知らせる。




※ 資料編 5-2 気象庁震度階級関連解説表

■津波・高潮予報区

津波・高潮予報区	有明・八代海
区 域	福岡県（有明海沿岸に限る。） 佐賀県（有明海沿岸に限る。） 長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。） 熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く）
福岡県沿岸市町村名	久留米市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市

■津波予報の種類等

予報の種類	予想される津波の高さ			標 識		
	高さの区分	数値での発表	巨大地震の場合の表現	鐘 音	サイレン音	
津波警報	大津波	10m～	10m超	巨大	(連点) 	(約3秒) (短声連点)
		5m～10m	10m			
		3m～5m	5m			

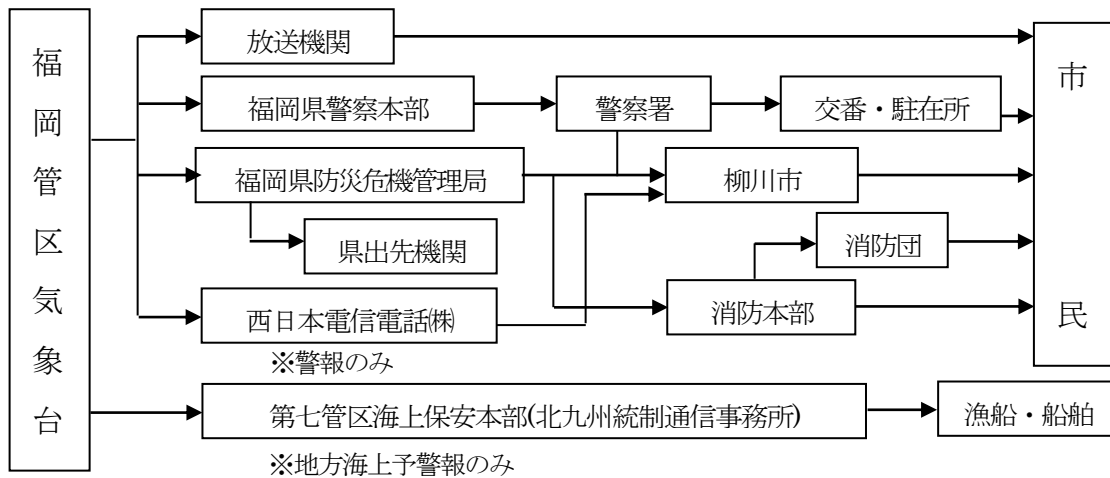
	津波	1m～3m	3m	高い	(2点) ●-● ●-● ●-●	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	津波注意	20cm～1m	1m	(表記なし)	(3点と2点の班打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波警報解除及び津波注意報解除					(1点2個と2点の班打) ● ● ●-●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1. 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において津波によって、潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
2. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 情報の伝達系統

総務班、消防本部班は、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

■地震関連情報の伝達系統



3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
- ※ 柳川市内は、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎に計測震度計を設置している。

第3 異常現象発見時における措置

通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報する。

※ 異常現象とは、おおむね次にあげる自然現象をいう。

- (1) 地震に関する事項
群発地震……数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
- (2) 津波に関する事項
潮位の異常な変動
- (3) その他に関する事項
通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

■異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通 報 先 機 関 名	電 話 番 号	備 考
・福岡管区気象台	(092) 725-3609	地震火山課
・福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
・第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

第3節 津波災害・高潮災害応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当
				(文字囲は主担当)
第1 津波災害応急対策	●	●		総務班、消防本部班、消防班、関係各班
第2 防災体制の整備	●			総務班、建設班、関係各班
第3 避難体制の整備	●			総務班、消防本部、消防班、救護班、関係各班
第4 広報体制の整備	●			総務班、消防本部班、消防班、大和・三橋班
第5 沿岸地域住民等の自衛措置	●			総務班、救護班、消防班、産業経済班
第6 津波避難時の留意点等	●			総務班、消防本部班、消防班
第7 救急・救助活動	●			消防本部班、消防班、救護班、
第8 公共施設に関する措置	●			施設管理者、総務班、大和・三橋班、文教班
第9 高潮災害応急対策	●			総務班、消防本部班、消防班

第1 津波災害応急対策

津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害など）の防止を行っていく。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第2 防災体制の整備

職員の非常参集体制のもと、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のマニュアルに基づき、他の職員、機関等と連携しながら、適時適切な防災対策を実施していく。

第3 避難体制の整備

1 避難行動の原則

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、自動車で安全かつ確実に避難できる方策により適切に避難を行うものとする。

2 避難誘導の原則

避難誘導者等の安全を確保した上で、避難誘導や防災対応にあたるものとする。

3 津波避難計画

災害予防対策により策定した津波避難計画のもと、避難行動要支援者などの避難を適切に行うものとする。

その際、防災関係職員は、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールのマニュアルに基づき、防災対応や避難誘導にあたり、危険を回避するものとする。

4 避難勧告または指示(緊急)

市長は、津波警報等の内容に応じた具体的な発令基準に基づき、避難指示(緊急)等を行う。

また、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合には、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

なお、津波ハザードマップの整備に努め、以下の場合、安全な場所への避難の勧告又は指示(緊急)の必要性の判断を行う。その際、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

(1) 津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波警報等の情報伝達がなくても強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合。

※ なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示(緊急)等の発表・発令・伝達体制を整える。

(2) 地震発生後、法定ルートにより市長に津波警報が伝達された場合。なお、法定ルートからの伝達より報道機関の放送が早い場合も同様とする。

第4 広報体制の整備

地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。

1 海岸等における広報

沿岸の住民、釣り人等に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

また、津波警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、市防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

2 河川遡上に関する広報

海岸沿いから続く標高3~4mの低地においては、津波の河川遡上による浸水被害を受けるおそれがあるので、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地にある者等に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車等により、該当する低地から退避するよう広報する。

3 海面監視体制及び通報伝達体制等

福岡管区気象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海岸にある者に対して早期退避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずる。

第5 沿岸地域住民等の自衛措置

沿岸地域住民は、日頃から十分な津波避難訓練を行うように努め、沿岸地域において強い揺れ等を感じたときは、住民、船舶等は、次の自衛措置をとるものとする。

<一般編>

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても津波警報（大津波・津波）が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海岸から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。釣り人等は、これ以外の時にでも、津波注意報が発令された場合には、直ちに海岸付近から離れるものとする。

イ 揺れを感じなくても、津波警報が発令されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（近くの高台や市が指定した避難路・避難地。逃げ切れないと判断した場合には津波避難ビル等鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物）に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波注意報でも、釣り等は危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまでア～エなどの最善の措置をとる。（具体的には避難をしばらく継続する。第1波が小さくても、後からくる波の方が高い場合があるため）

カ 津波は、河川も遡ることから、河川のそばにいるときには、流れに沿って上流側へ避難しても津波は追いかけてくるので、流れに対して直角方向に素早く避難する。

<船舶編>

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避^{注1、注2}する。

イ 揺れを感じなくても、津波警報、津波注意報が発令されたら、すぐ港外退避^{注1、注2}する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ 津波の来襲に猶予時間がある場合には、港外退避^{注2}できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまでア～エなどの最善の措置をとる。

注1) 港外：水深の深い、広い海域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第6 津波避難時の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、津波避難訓練をする際には、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努めながら、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を実施するよう努める。

第7 救急・救助活動

津波災害警戒区域では、市地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めることなどから、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第8 公共施設に関する措置

地震を感じたときは、庁舎など不特定かつ多数の者が出入りする公共施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため、場合によっては、庁舎、施設等から安全な場所へ退避するよう誘導する。

第9 高潮災害応急対策

令和元年12月に福岡県が策定した「有明海沿岸高潮浸水想定区域」では、最悪の事態を視野に入れるという考えから、河川流量、潮位、堤防決壊の諸条件について悪条件を想定し設定している。

最悪条件での想定で高潮、洪水、堤防決壊が同時に発生した場合、柳川市のほぼ全域が浸水し、柳川市役所で最大浸水深5.2m、0.5m以上の浸水継続時間は13時間と想定している。

今回の有明海沿岸高潮浸水想定を基に、沿岸市町では、住民に対する危険区域の周知、避難方法の検討に取り組むことになるため、福岡県では市町に対する技術的な支援や助言を行うことにしている。また、総合的な高潮対策として、関係部局や市町との連絡、協議体制を強化していくことにしている。

第4節 被害情報等の収集伝達

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字囲は主担当)
第1 警戒活動	●			総務班、建設班、産業経済班、関係各班
第2 初期情報の収集	●			総務班、関係各班
第3 被害調査	●			関係各班
第4 災害情報のとりまとめ	●			総務班
第5 県、関係機関への報告、通知	●			総務班
第6 国への報告	●			総務班

第1 警戒活動

1 津波災害の警戒活動

総務班、建設班、産業経済班及び消防班は、各々連携し、津波災害の警戒活動を行う。
危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。
その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 第二次避難所の施設提供と自主避難者への対応

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員、総務班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票

※ 別途様式 2-1 被害発生状況連絡票

■初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総 務 班	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 本部長が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。	
関 係 各 班	○ 所管区域内の災害情報の収集を行う。 ○ 特に事前指名された地区担当職員は、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、担当地区内の被害状況を速やかに把握し、総務班に報告する。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務班に報告する。

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

■収集項目

① 人的被害（行方不明者の数を含む。）	⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
② 建物被害	⑧ 交通機関、道路の状況
③ 火災の発生状況	⑨ 海上交通の運航・被災状況
④ 土砂災害等の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
⑤ 避難の勧告・指示（緊急）の状況、警戒区域の指定状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑥ 避難状況	⑫ 県への要請事項
	⑬ その他必要な被害報告

第3 被害調査

第3章第3節第3 被害調査を参照。

第4 災害情報のとりまとめ

第3章第3節第4 災害情報のとりまとめを参照。

第5 県、関係機関への報告、通知

第3章第3節第5 県、関係機関への報告、通知を参照。

第6 国への報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※ 資料編 5-3 火災・災害等即報要領

※ 別途様式 2-4 火災・災害等即報要領(様式)

■直接即報基準

- | |
|--|
| <p>○ 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）</p> |
|--|

第5節 災害広報・広聴活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 災害広報	●			総務班、消防班部、消防班、大和・三橋班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			総務班
第3 広聴活動	●			総務班、救護班、大和・三橋班

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務班に提供する。

総務班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

■広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
災害発生直後	市防災行政無線 全国瞬時警報システム 緊急速報メール サイレン・警鐘 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール 報道機関等への要請 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の勧告・指示(緊急) ○ 地震・津波情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとるべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震等の情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとるべき防災対策 ○ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

第3章第4節第2 報道機関への協力要請及び報道対応を参照。

第3 広聴活動

第3章第4節第3 広聴活動を参照。

第6節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			総務班、消防本部班
第2 広域応援派遣要請	●			総務班、消防本部班
第3 要員の確保	●			総務班、救護班、産業経済班、関係各班
第4 ボランティアの受入・支援		●		救護班、社会福祉協議会
第5 海外からの支援の受入れ		●		消防本部班、総務班

第1 自衛隊派遣要請依頼等

第3章第5節第1 自衛隊派遣要請依頼等を参照。

第2 広域応援派遣要請

第3章第5節第2 広域応援派遣要請を参照。

第3 要員の確保

第3章第5節第3 要員の確保を参照。

第4 ボランティアの受入・支援

第3章第5節第4 ボランティアの受入・支援を参照。

第5 海外からの支援の受入れ

第3章第5節第5 海外からの支援の受入れを参照。

第7節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			<u>救護班</u> 、総務班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	<u>救護班</u> 、総務班

第1 災害救助法の適用申請

第3章第6節第1 災害救助法の適用申請を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

第3章第6節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告を参照。

第8節 救助・救急・消防活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字圏</u> は主担当)
第1 行方不明者の捜索	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、市民班、大和・三橋班
第2 救助活動の実施	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、総務班
第3 救急活動の実施	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、救護班
第4 消防活動の実施	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u>

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の捜索

第3章第7節第1 行方不明者の捜索を参照。

第2 救助活動の実施

第3章第7節第2 救助活動の実施を参照。

第3 救急活動の実施

第3章第7節第3 救急活動の実施を参照。

第4 消防活動の実施

第3章第7節第4 消防活動の実施を参照。

第9節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 医療救護チームの編成	●			救護班
第2 医療救護所の設置	●			救護班
第3 医療救護活動	●			医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			救護班、災害医療コーディネーター、 医療救護チーム
第5 医薬品、医療資機材の確保	●			救護班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		救護班
第7 心のケア対策			●	救護班

地震が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所で対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。なお、本市は地域災害医療センターである大牟田市立総合病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

第3章第8節第1 医療救護チームの編成を参照。

第2 医療救護所の設置

第3章第8節第2 医療救護所の設置を参照。

第3 医療救護活動

第3章第8節第3 医療救護活動を参照。

第4 後方医療機関の確保と搬送

第3章第8節第4 後方医療機関の確保と搬送を参照。

第5 医薬品、医療資機材の確保

第3章第8節第5 医薬品、医療資機材の確保を参照。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

第3章第8節第6 被災者の健康と衛生状態の管理を参照。

第7 心のケア対策

第3章第8節第7 心のケア対策を参照。

第10節 交通・輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			建設班、産業経済班
第2 道路及び海上交通の確保	●			建設班、産業経済班
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			総務班、産業経済班
第4 緊急通行車両の確認申請	●			総務班
第5 緊急輸送	●			市民班、総務班、消防本部班
第6 物資集配拠点の設置		●		市民班
第7 臨時ヘリポートの設置	●			総務班、消防本部班、文教班

第1 交通情報の収集、道路規制

第3章第9節第1 交通情報の収集、道路規制を参照。

第2 道路及び海上交通の確保

第3章第9節第2 道路及び海上交通の確保を参照。

第3 車両等、燃料の確保、配車

第3章第9節第3 車両等、燃料の確保、配車を参照。

第4 緊急通行車両の確認申請

第3章第9節第4 緊急通行車両の確認申請を参照。

第5 緊急輸送

第3章第9節第5 緊急輸送を参照。

第6 物資集配拠点の設置

第3章第9節第6 物資集配拠点の設置を参照。

第7 臨時ヘリポートの設置

第3章第9節第7 臨時ヘリポートの設置を参照。

第11節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 避難の勧告・指示(緊急)	●			総務班、消防本部班、消防班、関係各班
第2 警戒区域の設定	●			総務班、消防本部、消防班、関係各班
第3 避難誘導	●			消防本部班、消防班、救護班、文教班、市民班、大和・三橋班
第4 避難所の開設	●			総務班、文教班、避難所派遣職員
第5 避難所の運営		●		総務班、文教班、市民班、大和・三橋班 避難所派遣職員
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			産業経済班

第1 避難の勧告・指示(緊急)

第3章第10節第1 避難の勧告・指示(緊急)を参照。

第2 警戒区域の設定

第3章第10節第2 警戒区域の設定を参照。

第3 避難誘導

第3章第10節第3 避難誘導を参照。

第4 避難所の開設

第3章第10節第4 避難所の開設を参照。

第5 避難所の運営

第3章第10節第5 避難所の運営を参照。

第6 旅行者、滞在者の安全確保

第3章第10節第6 旅行者、滞在者の安全確保を参照。

第12節 避難行動要支援者対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲 は主担当)
第1 安全確保、安否確認	●			救護班
第2 避難所での応急支援		●		救護班
第3 福祉避難所等の確保、移送		●		救護班
第4 避難行動要支援者への各種支援			●	救護班
第5 福祉仮設住宅の供給			●	建設班 、 救護班
第6 福祉仮設住宅での支援			●	救護班
第7 外国人への情報伝達等			●	総務班 、 市民班

避難行動要支援者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障害者（児）、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

第1 安全確保、安否確認

第3章第11節第1 安全確保、安否確認を参照。

第2 避難所での応急支援

第3章第11節第2 避難所での応急支援を参照。

第3 福祉避難所等の確保、移送

第3章第11節第3 福祉避難所等の確保、移送を参照。

第4 避難行動要支援者への各種支援

第3章第11節第4 避難行動要支援者への各種支援を参照。

第5 福祉仮設住宅の供給

第3章第11節第5 福祉仮設住宅の供給を参照。

第6 福祉仮設住宅での支援

第3章第11節第6 福祉仮設住宅での支援を参照。

第7 外国人への情報伝達等

第3章第11節第7 外国人への情報伝達等を参照。

第13節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			水道班
第2 食糧の確保、供給	●			総務班、市民班
第3 炊き出しの実施、支援		●		市民班、文教班
第4 生活物資の確保、供給	●			総務班、市民班
第5 救援物資の受入れ等		●		総務班、市民班
第6 物資の受入れ、仕分け等		●		市民班

第1 飲料水の確保、供給

第3章第12節第1 飲料水の確保、供給を参照。

第2 食糧の確保、供給

第3章第12節第2 食糧の確保、供給を参照。

第3 炊き出しの実施、支援

第3章第12節第3 炊き出しの実施、支援を参照。

第4 生活物資の確保、供給

第3章第12節第4 生活物資の確保、供給を参照。

第5 救援物資の受入れ等

第3章第12節第5 救援物資の受入れ等を参照。

第6 物資の受入れ、仕分け等

第3章第12節第6 物資の受入れ、仕分け等を参照。

第14節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 被災建築物の応急危険度判定		●		建設班 、市民班
第2 被災宅地の危険度判定		●		建設班 、市民班
第3 応急仮設住宅の建設等			●	建設班
第4 応急仮設住宅の入居者選定			●	建設班 、総務班、救護班
第5 空屋住宅への対応			●	建設班
第6 被災住宅の応急修理			●	建設班

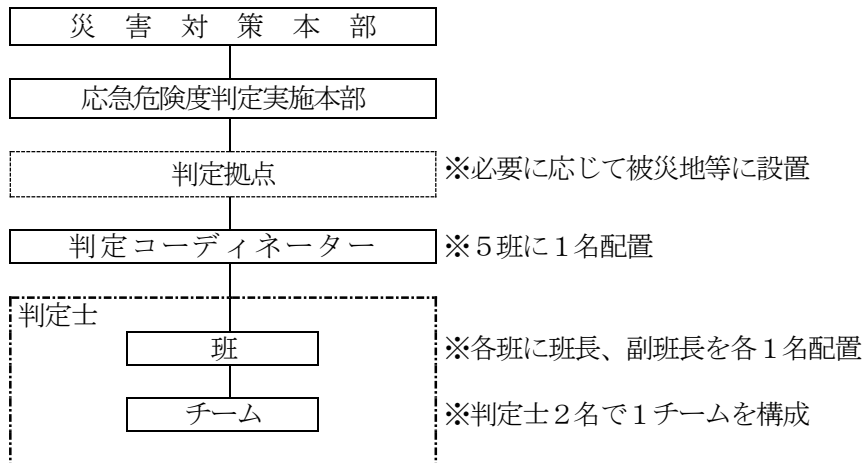
第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置する。

建設班は、被災建築物応急危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■応急危険度判定実施本部の組織



■応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。
判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	○ その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	○ 立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	○ 建築物は使用可能

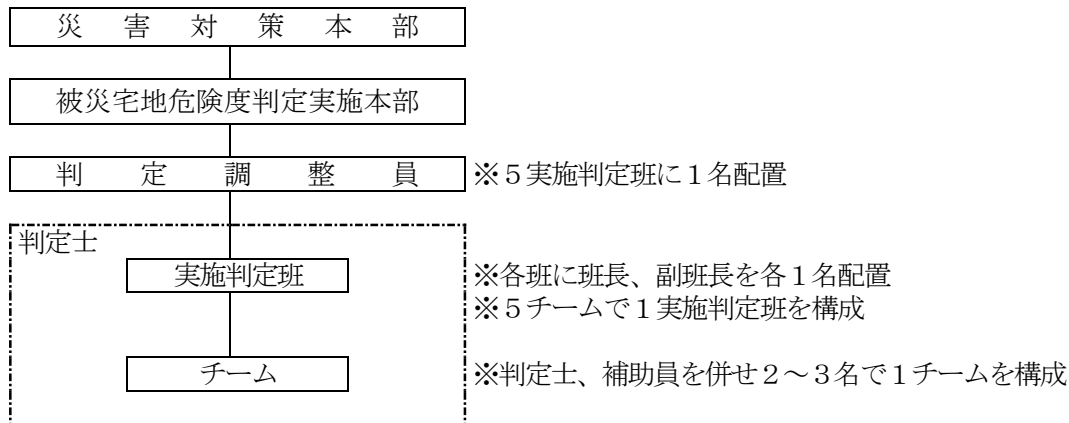
第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

建設班は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。
判定調整員は、マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

第3 応急仮設住宅の建設等

第3章第13節第1 応急仮設住宅の建設等を参照。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

第3章第13節第2 応急仮設住宅の入居者選定を参照。

第5 空家住宅への対応

第3章第13節第3 空家住宅への対応を参照。

第6 被災住宅の応急修理

第3章第13節第4 被災住宅の応急修理を参照。

第15節 防疫・清掃活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字圏 は主担当)
第1 食品の衛生対策		●		衛生班
第2 防疫活動		●		衛生班 、 救護班 、 産業経済班
第3 有害物質の漏洩等防止	●			衛生班
第4 し尿の処理	●			衛生班
第5 清 掃		●		衛生班
第6 障害物の除去	●			建設班 、 産業経済班
第7 動物の保護、収容		●		産業経済班 、 衛生班

第1 食品の衛生対策

第3章第14節第1 食品の衛生対策を参照。

第2 防疫活動

第3章第14節第2 防疫活動を参照。

第3 有害物資の漏洩等防止

第3章第14節第3 有害物資の漏洩等防止を参照。

第4 し尿の処理

第3章第14節第4 し尿の処理を参照。

第5 清 掃

第3章第14節第5 清掃を参照。

第6 障害物の除去

第3章第14節第6 障害物の除去を参照。

第7 動物の保護、収容

第3章第14節第7 動物の保護、収容を参照。

第16節 遺体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字圏)は主担当)
第1 遺体の搜索	●			消防本部班、消防班、救護班
第2 遺体の処理、検案	●			救護班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			救護班
第4 遺体の埋葬		●		救護班、市民班、大和・三橋班

第1 遺体の搜索

第3章第15節第1 遺体の搜索を参照。

第2 遺体の処理、検案

第3章第15節第2 遺体の処理、検案を参照。

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

第3章第15節第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置を参照。

第4 遺体の埋葬

第3章第15節第4 遺体の埋葬を参照。

第17節 文教対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			<u>文教班</u>
第2 応急教育			●	<u>文教班</u>
第3 保育所児童の安全確保、安否確認	●			<u>救護班</u>
第4 応急保育			●	<u>救護班</u>
第5 文化財対策		●		<u>文教班</u> 、施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

第3章第16節第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認を参照。

第2 応急教育

第3章第16節第2 応急教育を参照。

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

第3章第16節第3 保育所児童の安全確保、安否確認を参照。

第4 応急保育

第3章第16節第4 応急保育を参照。

第5 文化財対策

第3章第16節第5 文化財対策を参照。

第18節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 上水道施設	●			水道班
第2 下水道施設	●			建設班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 ガス施設	●			西日本ガス
第5 通信施設	●			西日本電信電話、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク
第6 道路施設	●			建設班、関係機関
第7 河川、水路	●			建設班、産業経済班、関係機関
第8 漁港・港湾・海岸	●			産業経済班、建設班、関係機関
第9 鉄道施設	●			西日本鉄道
第10 その他の公共施設	●			施設管理者

第1 上水道施設

第3章第17節第1 上水道施設を参照。

第2 下水道施設

第3章第17節第2 下水道施設を参照。

第3 電気施設

第3章第17節第3 電気施設を参照。

第4 ガス施設

第3章第17節第4 ガス施設を参照。

第5 通信施設

第3章第17節第5 通信施設を参照。

第6 道路施設

第3章第17節第6 道路施設を参照。

第7 河川、水路

第3章第17節第7 河川、水路を参照。

第8 漁港・港湾・海岸

第3章第17節第8 漁港・港湾・海岸を参照。

第9 鉄道施設

第3章第17節第9 鉄道施設を参照。

第10 その他の公共施設

第3章第17節第10 その他の公共施設を参照。

第19節 災害警備

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当)
第1 防犯活動への協力			●	総務班 、 消防本部班 、消防班、関係機関

第1 防犯活動への協力

第3章第18節第1 防犯活動への協力を参照。

第4章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制	174
第1 職員の動員配備	174
第2 警戒活動	176
第3 災害警戒本部の設置	176
第4 災害対策本部の設置	177
第5 災害対策本部の運営	179
第2節 気象情報等の収集伝達	180
第1 通信体制の確保	180
第2 地震情報の収集伝達	180
第3 異常現象発見時における措置	183
第3節 津波災害応急対策	184
第1 津波災害応急対策	184
第2 防災体制の整備	184
第3 避難体制の整備	184
第4 広報体制の整備	185
第5 沿岸地域住民等の自衛措置	186
第6 津波避難時の留意点等	187
第7 救急・救助活動	187
第8 公共施設に関する措置	187
第4節 被害情報等の収集伝達	188
第1 警戒活動	188
第2 初期情報の収集	189
第3 被害調査	190
第4 災害情報のとりまとめ	190
第5 県、関係機関への報告、通知	190
第6 国への報告	190
第5節 災害広報・広聴活動	191
第1 災害広報	191
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	191
第3 広聴活動	191
第6節 応援要請	192
第1 自衛隊派遣要請依頼等	192
第2 広域応援派遣要請	192
第3 要員の確保	192
第4 ボランティアの受入・支援	192
第5 海外からの支援の受入れ	192
第7節 災害救助法の適用	193
第1 災害救助法の適用申請	193
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	193
第8節 救助・救急・消防活動	194
第1 行方不明者の捜索	194
第2 救助活動の実施	194
第3 救急活動の実施	194
第4 消防活動の実施	194
第9節 医療救護活動	195
第1 医療救護チームの編成	195
第2 医療救護所の設置	195
第3 医療救護活動	195

第4	後方医療機関の確保と搬送.....	195
第5	医薬品、医療資機材の確保.....	196
第6	被災者の健康と衛生状態の管理.....	196
第7	心のケア対策.....	196
第10節	交通・輸送対策.....	197
第1	交通情報の収集、道路規制.....	197
第2	道路及び海上交通の確保.....	197
第3	車両等、燃料の確保、配車.....	197
第4	緊急通行車両の確認申請.....	197
第5	緊急輸送.....	197
第6	物資集配拠点の設置.....	197
第7	臨時ヘリポートの設置.....	197
第11節	避難対策.....	198
第1	避難の勧告・指示(緊急).....	198
第2	警戒区域の設定.....	198
第3	避難誘導.....	198
第4	避難所の開設.....	198
第5	避難所の運営.....	198
第6	旅行者、滞在者の安全確保.....	198
第12節	避難行動要支援者対策.....	199
第1	安全確保、安否確認.....	199
第2	避難所での応急支援.....	199
第3	福祉避難所等の確保、移送.....	199
第4	避難行動要支援者への各種支援.....	199
第5	福祉仮設住宅の供給.....	199
第6	福祉仮設住宅での支援.....	200
第7	外国人への情報伝達等.....	200
第13節	生活救援活動.....	201
第1	飲料水の確保、供給.....	201
第2	食糧の確保、供給.....	201
第3	炊き出しの実施、支援.....	201
第4	生活物資の確保、供給.....	201
第5	救援物資の受入れ等.....	201
第6	物資の受入れ、仕分け等.....	201
第14節	住宅対策.....	202
第1	被災建築物の応急危険度判定.....	202
第2	被災宅地の危険度判定.....	204
第3	応急仮設住宅の建設等.....	205
第4	応急仮設住宅の入居者選定.....	205
第5	空家住宅への対応.....	205
第6	被災住宅の応急修理.....	205
第15節	防疫・清掃活動.....	206
第1	食品の衛生対策.....	206
第2	防疫活動.....	206
第3	有害物資の漏洩等防止.....	206
第4	し尿の処理.....	206
第5	清 掃.....	206
第6	障害物の除去.....	206
第7	動物の保護、収容.....	206
第16節	遺体の処理・埋葬.....	207
第1	遺体の搜索.....	207

第2	遺体の処理、検案	207
第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置.....	207
第4	遺体の埋葬	207
第17節	文教対策	208
第1	幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認.....	208
第2	応急教育	208
第3	保育所児童の安全確保、安否確認.....	208
第4	応急保育	208
第5	文化財対策	208
第18節	公共施設等の応急対策.....	209
第1	上水道施設	209
第2	下水道施設	209
第3	電気施設	209
第4	ガス施設	209
第5	通信施設	209
第6	道路施設	210
第7	河川、水路	210
第8	漁港・港湾・海岸	210
第9	鉄道施設	210
第10	その他の公共施設	210
第19節	災害警備	211
第1	防犯活動への協力	211